

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(賦課徴収に係る書類の様式等)</p> <p>第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>41 法第17条の2第5項又は第17条の2の2第7項</td><td>過誤納金等充当（委託納付・委託納入）通知書</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2～15 [略]</p> <p>(法人の県民税に係る書類の様式)</p> <p>第52条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 法第55条第4項</td><td>法人県民税の更正、決定通知（納税の通知）書</td></tr><tr><td>2 法第63条第3項</td><td>法人県民税の課税標準額等の通知書</td></tr><tr><td>3 法第63条第4項</td><td>法人税額等の更正、決定通知書</td></tr></tbody></table> <p>(利子割に係る書類の様式等)</p> <p>第54条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>2 法第71条の11第4項、第71条の14第7項又は第71条の15第5項</td><td>利子等に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書</td></tr></tbody></table>	条 項	書 類	[略]		41 法第17条の2第5項又は第17条の2の2第7項	過誤納金等充当（委託納付・委託納入）通知書	[略]		条 項	書 類	1 法第55条第4項	法人県民税の更正、決定通知（納税の通知）書	2 法第63条第3項	法人県民税の課税標準額等の通知書	3 法第63条第4項	法人税額等の更正、決定通知書	条 項	書 類	[略]		2 法第71条の11第4項、第71条の14第7項又は第71条の15第5項	利子等に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書	<p>(賦課徴収に係る書類の様式等)</p> <p>第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>41 法第17条の2第5項又は第17条の2の2第7項</td><td>過誤納金等還付充当（委託納付・委託納入）通知書</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2～15 [略]</p> <p>(法人の県民税の課税標準額等の通知)</p> <p>第51条の2 法第63条第3項又は第4項の規定による法人の県民税に係る法人税額等の通知は、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法により行うものとする。</p> <p>(法人の県民税に係る書類の様式)</p> <p>第52条 法第55条第4項の規定による法人の県民税に係る更正又は決定の通知は、別に定める様式による法人県民税更正・決定通知書によるものとする。</p> <p>(利子割に係る書類の様式等)</p> <p>第54条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>2 法第71条の11第4項、第71条の14第7項又は第71条の15第5項</td><td>利子等に係る県民税更正・決定等通知書</td></tr></tbody></table>	条 項	書 類	[略]		41 法第17条の2第5項又は第17条の2の2第7項	過誤納金等還付充当（委託納付・委託納入）通知書	[略]		条 項	書 類	[略]		2 法第71条の11第4項、第71条の14第7項又は第71条の15第5項	利子等に係る県民税更正・決定等通知書
条 項	書 類																																				
[略]																																					
41 法第17条の2第5項又は第17条の2の2第7項	過誤納金等充当（委託納付・委託納入）通知書																																				
[略]																																					
条 項	書 類																																				
1 法第55条第4項	法人県民税の更正、決定通知（納税の通知）書																																				
2 法第63条第3項	法人県民税の課税標準額等の通知書																																				
3 法第63条第4項	法人税額等の更正、決定通知書																																				
条 項	書 類																																				
[略]																																					
2 法第71条の11第4項、第71条の14第7項又は第71条の15第5項	利子等に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書																																				
条 項	書 類																																				
[略]																																					
41 法第17条の2第5項又は第17条の2の2第7項	過誤納金等還付充当（委託納付・委託納入）通知書																																				
[略]																																					
条 項	書 類																																				
[略]																																					
2 法第71条の11第4項、第71条の14第7項又は第71条の15第5項	利子等に係る県民税更正・決定等通知書																																				

2・3 [略]

(配当割に係る書類の様式)

第56条 法第71条の32第4項、第71条の35第8項又は第71条の36第5項の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、別に定める様式による特定配当等に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書によるものとする。

(株式等譲渡所得割に係る書類の様式)

第58条 法第71条の52第4項、第71条の55第8項又は第71条の56第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正、決定等の通知は、別に定める様式による特定株式等譲渡所得金額に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書によるものとする。

(中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知)

第59条 局長は、法人の事業税の中間申告納付をすべき法人が、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合において、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事業税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式による法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の中間申告に係るみなす申告通知書により当該法人に通知するものとする。

(個人の事業税の訂正の通知)

第60条 局長は、個人の事業税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による個人事業税訂正通知（納税の通知）書により当該納税者に通知するものとする。

(事業税に係る書類の様式等)

第63条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
2 法第72条の42、第72条の46第7項又は第72条の47第5項	<u>法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の更正、決定・加算金決定通知（</u>

2・3 [略]

(配当割に係る書類の様式)

第56条 法第71条の32第4項、第71条の35第8項又は第71条の36第5項の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、別に定める様式による特定配当等に係る県民税更正・決定等通知書によるものとする。

(株式等譲渡所得割に係る書類の様式)

第58条 法第71条の52第4項、第71条の55第8項又は第71条の56第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正、決定等の通知は、別に定める様式による特定株式等譲渡所得金額に係る県民税更正・決定等通知書によるものとする。

(中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知)

第59条 局長は、法人の事業税の中間申告納付をすべき法人が、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合において、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事業税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式による法人事業税・特別法人事業税の中間申告に係るみなす申告通知書により当該法人に通知するものとする。

(法人の事業税の課税標準額等の通知)

第59条の2 法第72条の48の2第12項の規定による法人の事業税の課税標準の総額に係る更正、決定等の通知は、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法により行うものとする。

(個人の事業税の訂正の通知)

第60条 局長は、個人の事業税を課した後において、その税額を増額した場合にあっては別に定める様式による個人事業税納税通知書により、減額した場合にあっては別に定める様式による個人事業税減額通知書により当該納税者に通知するものとする。

(事業税に係る書類の様式等)

第63条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
2 法第72条の42、第72条の46第7項又は第72条の47第5項	<u>法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税更正・決定等通知書</u>

	納税の通知) 書
3 法第72条の48の2 第12項	法人事業税の課税標準額等の通知書
4 [略]	[略]
5 [略]	[略]
6 [略]	[略]
7 [略]	[略]
8 [略]	[略]
9 [略]	[略]

2～7 [略]

(不動産取得税の訂正の通知)

第66条 局長は、不動産取得税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による不動産取得税訂正通知(納税の通知)書により当該増額等に係る納税者に通知するものとする。

(県たばこ税に係る書類の様式)

第70条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
3 法第74条の20第4項、第74条の23第7項又は第74条の24第5項	県たばこ税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書

(ゴルフ場利用税に係る書類の様式等)

第80条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
5 法第87条第4項、第90条第7項又は第91条第5項	ゴルフ場利用税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書

2～6 [略]

(軽油引取税に係る書類の様式等)

第87条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
5 法第144条の44第4項、第144条の47第7項又は第	軽油引取税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)

3 [略]	[略]
4 [略]	[略]
5 [略]	[略]
6 [略]	[略]
7 [略]	[略]
8 [略]	[略]

2～7 [略]

(不動産取得税の訂正の通知)

第66条 局長は、不動産取得税を課した後において、その税額を増額した場合にあっては別に定める様式による不動産取得税納税通知書により、減額した場合にあっては別に定める様式による不動産取得税減額通知書により当該増額等に係る納税者に通知するものとする。

(県たばこ税に係る書類の様式)

第70条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
3 法第74条の20第4項、第74条の23第7項又は第74条の24第5項	県たばこ税更正・決定等通知書

(ゴルフ場利用税に係る書類の様式等)

第80条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
5 法第87条第4項、第90条第7項又は第91条第5項	ゴルフ場利用税更正・決定等通知書

2～6 [略]

(軽油引取税に係る書類の様式等)

第87条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
5 法第144条の44第4項、第144条の47第7項又は第	軽油引取税更正・決定等通知書

144条の48第5項

書

2～12 [略]

(環境性能割に係る書類の様式等)

第94条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
6 法第168条第4項、第171条第7項又は第172条第5項	自動車税環境性能割更正、 決定・加算金決定通知（納税の通知）書

2～8 [略]

(種別割の訂正の通知)

第102条 局長は、種別割を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による自動車税種別割訂正通知（納税の通知）書により当該納税者に通知するものとする。

(鉦区税の訂正の通知)

第104条 局長は、鉦区税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による鉦区税訂正通知（納税の通知）書により当該納税者に通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

144条の48第5項

2～12 [略]

(環境性能割に係る書類の様式等)

第94条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
6 法第168条第4項、第171条第7項又は第172条第5項	自動車税環境性能割更正・ 決定等通知書

2～8 [略]

(種別割の訂正の通知)

第102条 局長は、種別割を課した後において、その税額を増額した場合にあっては別に定める様式による自動車税種別割納税通知書により、減額した場合にあっては別に定める様式による自動車税種別割減額通知書により当該納税者に通知するものとする。

(鉦区税の訂正の通知)

第104条 局長は、鉦区税を課した後において、その税額を増額した場合にあっては別に定める様式による鉦区税納税通知書により、減額した場合にあっては別に定める様式による鉦区税減額通知書により当該納税者に通知するものとする。